

指定特定施設入居者生活介護 「養護老人ホーム角館寿楽荘」 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会が設置経営する指定特定施設入居者生活介護「養護老人ホーム角館寿楽荘」(以下「事業所」という。)は、介護保険法(平成12年法律第123号)に規定する、指定居宅サービス事業に係る設備及び運営に関する基準により、指定特定施設入居者生活介護の事業が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方法)

第2条 事業所の職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、事業所内の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴(週2回)、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム角館寿楽荘
- (2) 所在地 秋田県仙北市角館町白岩上西野 87 - 13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の職員管理及び事業の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、その他について統括する。
- (2) 生活相談員 1名(常勤兼務)
利用者及び家族への生活相談、必要に応じた助言指導を行う。
- (3) 計画作成担当者 1名(常勤)
特定施設サービス計画の作成、モニタリング等を行う。
- (4) 介護職員 10名以上(常勤兼務)
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のため全般にわたる介護を行う。
- (5) 看護職員 1名(常勤兼務)
利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)
利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 入居定員 30名
- (2) 居室数 30室

(利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該サービスが法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の1割又は2割の額とし、厚生労働大臣が定める基準額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に利用契約書により説明した上で、同意する旨、署名(記名押印)を受けることとする。

(援助方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して日常生活に必要な援助を行う。

- 2 事業者は、サービス提供にあたって、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、援助する上で必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業者は、利用者の援助にあたっては、当該利用者又はほかの利用者等の行動を制限する行為(以下、「身体拘束」という。)を行わない。また、身体拘束を行う場合は、本人または家族等にあらかじめ文書による同意を得るものとする。
- 4 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 事業者は、身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

(虐待の防止)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

- 4 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 6 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(利用者の支援内容等)

第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 事業所の計画作成担当者は、利用者の有する能力、おかれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(居室の移動)

第9条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。但し、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合は、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- (1) 日照、彩光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。
- (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
- (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るのに著しい支障があるとき。
- (4) その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。

- 2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があるとき、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

第10条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。

- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を書面を持って通知する。
- 3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室移動に係る費用負担)

第11条 第9条の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の

現状に復しなければならないものとし、その復する費用は利用者の負担とする。

(利用にあたっての留意事項)

第12条 利用にあたって利用者は、次の各号を順守する。

- (1) 居室内を含み禁煙とする。
- (2) 利用者は、事業所内の清潔、整理整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第13条 利用者は、事業所で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教および信条の相違で他人を攻撃したり、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、飲酒等で他人に迷惑をかけること。
- (3) 事業所の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いる、または喫煙すること。
- (5) 故意に事業所の設備に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急の対応)

第14条 事業所は、利用者が事業所の利用により、事故等緊急事態が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要に応じて諸関係機関と連携を図る等、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行う。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(非常災害対応)

第15条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に（年2回以上）避難、救出その他の研修及び訓練を行うこととする。

- (1) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (2) 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(感染症及対策)

第16条 事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(苦情処理)

第17条 事業所は、利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じる。

- 2 事業所が事業の提供等に係る苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録し、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について法に則り、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人等の了解を得るものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第19条 事業所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号の記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 苦情の内容等の記録

(4) 事故発生時の事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(その他事業運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のように設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月内
- (2) 継続研修(施設内外の研修)
 - 2 職員は、介護保険関係法令及び別に定める法人諸規定を順守する。
 - 3 事業所の運営にあたっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域の交流に努める。
 - 4 事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第21条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用者に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(協力医療機関等)

第23条 事業所は入院治療および通院治療等を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(その他)

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仙北市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。